

新たな経済的支援の検討に当たっての基本的な考え方について (審議会での議論のポイント)

1 検討の対象範囲及び優先事項

新たな経済的支援のうち、見舞金等（見舞金及び貸付金）については、犯罪被害者等基本法第 13 条に規定する国の基本的施策（給付金の支給に係る制度の充実等）において、警察庁から地方公共団体に対し、見舞金等の支給制度や貸付制度の導入について要請が行われており、全国の地方公共団体でも導入が進んでいることから、沖縄県の実情も踏まえつつ、見舞金等を優先事項として導入検討を行う。

見舞金等以外では、裁判支援における「再提訴費用」及び「弁護士費用」、居住支援における「転居費用」について、他都道府県の先行事例を参考に必要性を検討する。

他の支援（立替支援金、生活支援、教育支援、就労支援等）については、都道府県での事例がなく、市町村で実施されていることから、住民サービスの身近な存在であり、各種保健医療・福祉制度の主体である市町村との役割や、既存制度での対応も含めて、調査研究していく。

2 支援内容等の検討

(1) モデルケースの設定

個別の支援項目ごとのモデルケースと、全体のモデルケースとなる都道府県を設定する。

支援項目	モデルケース	
見舞金	三重県	平成 31 年 4 月 1 日導入 ※全国初で他県の先行事例
貸付金	和歌山県	平成 31 年 4 月 1 日導入 ※支援内容が充実
再提訴費用	大阪府	平成 31 年 4 月 1 日導入 ※支援内容が充実
弁護士費用	広島県	令和 4 年 4 月 1 日導入 ※全国初で二次被害対応
転居費用	東京都	令和 2 年 4 月 1 日導入 ※全国初で他県の先行事例
全体	高知県	令和 3 年 4 月 1 日導入 ※全体的に支援内容が充実

(2) 要件

全国の標準的な要件（金額、対象犯罪、対象者、支給制限等）と、モデルケースの都道府県の要件を比較しながら、必要性（不要な箇所を削除、必要な箇所を追加）を精査し、制度の基本設計を検討する。

3 支援方法

犯罪被害からの回復に必要な資金を犯罪被害者等へ給付する方法として、直接給付と市町村補助がある。直接給付による窓口での対応や、補助による市町村との連携協力体制のあり方も含め、被害者の視点に立った最適な方法を検討していく。